

令和8年度 板橋区社会教育指導員募集要項

1 募集職種

社会教育指導員（会計年度任用職員）

2 職務内容

社会教育主事に協力し、板橋区における社会教育の振興をはかるために必要な事項の指導及び助言に関する事務（区民の主体的な事業の開催・運営の支援等）

3 応募資格

次のいずれかに該当し、かつ地方公務員法第16条に定める欠格条項に該当しない方

- (1) 文部科学大臣の指定する社会教育に関する職又は事業に1年以上あった方
- (2) 株式会社、有限会社、その他事業の運営のために必要な経費の主たる財源をその事業の収益によって得ている法人、NPO法人その他の団体（以下「民間企業等」という。）において、社会教育に関する職又は事業に1年以上あった方
- (3) 民間企業等において、概ね13歳から39歳までの者を対象とした学習支援若しくは集団活動の支援を行う職又は事業に1年以上あった方
- (4) 社会教育主事補として任用される資格を取得した者又は教育職員の普通免許状を有する者
- (5) 前4号に掲げる方ほか、上記職務内容の遂行に必要な社会教育に関する教養と経験を有する方

4 任用予定人員

若干名

5 任用予定年月日

原則として令和8年4月1日以降

6 任用期間

任用日から令和9年3月31日まで

※任用後、約1か月の条件付き期間を経て正式任用となります。

※条件付き任用期間中についても待遇の変更はありません。

※勤務成績により、任用を更新する場合があります。

7 勤務場所

まなぽーと大原（大原生涯学習センター、板橋区大原町5-18、または

まなぽーと成増（成増生涯学習センター、板橋区成増1-12-4）

※任用決定後、勤務地をお伝えします。

8 勤務条件

- (1) 勤務態様 月16日、1日7時間45分
※土、日、祝日出勤の場合があります。
※月16日勤務のうち8日以上のC勤務を予定しています。
- (2) 勤務時間 A勤務：8時45分から17時30分まで
B勤務：10時45分から19時30分まで

C勤務：12時45分から21時30分までのいずれかとする。

- (3) 年次有給休暇 任用月に応じて比例付与
(4) 社会保険等 健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に加入
ただし、昼間学生（大学生、大学院生等）は加入できない。

9 報酬

日額 15,919円（地域手当相当額を含む）
※別途通勤交通費（上限あり）を支給します。
※報酬は月末締めで、翌月15日にまとめて支払います。

10 賞与

期末手当、勤勉手当の支給があります。（年2回）

11 選考方法

書類審査（申込書、課題作文）、面接

12 面接予定日

令和8年2月3日（火）または 令和8年2月4日（水）

※応募者数によって日程が変更になる場合がございます。

※面接時間は令和8年1月23日（金）頃、メールにて連絡します。

13 申込方法

次の書類を令和8年1月21日（水）17時（必着）までに下記へ郵送または持参してください。

（1）申込書（所定の様式、写真貼付）

（2）作文 下記課題の任用選考課題作文を作成してください。

※手書、電子作成（印刷したものを提出）いずれも可

※電子作成の様式（Word）は区のホームページからダウンロード可能

【課題】 板橋区では、生涯学習センターを設置し、区民自身の自発的な学びを支援しています。特に、板橋区の特長として、生涯にわたる学習支援の観点から中学生から39歳までの若者の居場所として、i-youthというスペースを設置し、若者の自主的活動を支援できるようにしています。

このことをふまえて、あなたは、板橋区の社会教育指導員として、若者をはじめとした様々な住民に対し、どのような活動を行い、役割を果たしていくかと考えるかを1200字以上1400字以内で述べてください。但し、作文の課題は字数には含めません。

（3）応募資格要件を満たすことが分かる書類

※単位修得証明書、社会教育主事講習修了証書、教育職員普通免許状、社会教育に関連する職の在職証明書、社会教育に関連する事業の従事経歴書

14 申込書の配布場所

生涯学習課窓口（区役所6階15番）、まなぼーと大原・成増、区ホームページ

15 連絡及び申込先

板橋区教育委員会事務局 生涯学習課社会教育推進係（板橋区役所6階15番）

〒173-8501 板橋区板橋2-66-1 電話03-3579-2633

< 参考 >

地方公務員法

（欠格条項）

第16条 次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

- (1) 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (2) 板橋区において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
- (3) 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、第六十条から第六十三条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者
- (4) 日本国憲法施行の日以降において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者